平成２２年（フ）第３８７号
石川県白山市山島台１丁目46番地、従前の住所福井市高柳町第15号12番地
債務者　平井　美希
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３８８号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目241番地
債務者　本江　純子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４０７号
金沢市平和町２丁目７番５号　県営住宅27棟101号
債務者　山田　　武
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８０２号
長野県飯田市大瀬木1925番地28　居山アパート２号、申立時の住所岐阜県羽島郡岐南町徳田５丁目86番地の１
債務者　山本みゆき
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４２４号
岐阜県羽島郡岐南町薬師寺５丁目18番地の１
債務者　佐藤　順美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４２８号
岐阜市今嶺３丁目５番７号
債務者　小山真理子（旧姓大沢・吉村・村瀬）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４４号
岐阜県羽島市正木町須賀小松254番地
債務者　今井田美智代
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４６号
岐阜県瑞穂市美江寺217番地　城前ハイツＡ―106号
債務者　長友　　巌
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４７号
岐阜県瑞穂市美江寺217番地　城前ハイツＡ―106号
債務者　長友　るみ（旧姓田辺・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４５５号
岐阜市芥見７丁目173番地２
債務者　石黒　　博
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４５９号
岐阜県羽島郡笠松町桜町59　レジデンス桜202号、旧住所岐阜県羽島郡笠松町円城寺755番地　レヂデンスＴＯＵＷＡ305
債務者　渡橋　達哉
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４９０号
岐阜県郡上市白鳥町大島1804番地53
債務者　尾藤　あさ
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４９５号
岐阜市三田洞６番地10　泉苑コーポ301号室
債務者　古田　和敏
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５１２号
岐阜県各務原市川島松倉町1143番地５
債務者　臼井左官こと　臼井　信夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５３７号
岐阜市岩田東２丁目332番地
債務者　髙橋　勝巳
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１８８号
名古屋市中川区長良町４丁目118番地　第２トレンツマンション101号
債務者　長井　　靖
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２８８号
名古屋市中区平和２丁目14番７号　ネオハイツ平和３Ｄ号
債務者　松田　瑠美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部